

## 資源ごみ回収所

町内会の資源集団回収のほか、資源再生と排出の利便性向上のため、次の施設でも資源ごみを回収しています。

回収場所	利用可能時間
笠松中央公民館	午前9時～午後5時 (年末年始を除く) ※悪天候の時は閉鎖します
松枝公民館	
総合会館	

笠松中央公民館



松枝公民館・総合会館



### 【回収品目】

#### ○カン

- ①アルミ缶
- ②スチール缶
- ③スプレー缶・カセットボンベ



#### ○ビン

- ①無色透明
- ②茶色
- ③その他の色



#### ○ペットボトル



#### ○プラスチック製容器包装

- ①食品トレイや袋など
- ②発砲スチロール



#### ○乾電池

- ①使い切りタイプ(アルカリ・マンガン)
- ②充電式電池
- ③ボタン電池



#### ○蛍光管



#### ○インクカートリッジ



### 【出し方】

分別の仕方や注意点は、町内会の資源集団回収と同じです。

回収所には、回収品目別にカゴなどが設置してありますので、汚れが無いものをご自身で投入してください。



### 【利用上のお願い】

- ・中身の入ったものは出せません(カセットボンベ、スプレー缶は必ず使い切ってから出してください)。
- ・耐熱ガラス・ガラス食器や電球などは、不燃ごみです。
- ・古紙類(新聞など)、古着は出せません(町内会の資源回収日やPTA回収などに出してください)。
- ・事業活動から発生するごみは出せません(事業系ごみは事業者自ら処理する責任があります)。

☎環境経済課 388-1114

## 紙おむつ使用世帯への指定ごみ袋支給制度

常時紙おむつなどを使用している乳幼児・高齢者・障がい者世帯を対象に、町指定ごみ袋を支給します。

対象者	支給限度枚数
①2歳未満のお子さんを養育している方	120枚(2年分)
②笠松町おむつ購入費助成事業実施要綱に基づく助成を受けている方	60枚(1年分)
③笠松町障害者日常生活用具給付事業実施要綱に基づく紙おむつ・ストーマの給付を受けており、在宅で生活をしている方	

**申請窓口** 役場2階福祉子ども課に、対象者であることが確認できるもの(①母子健康手帳、②③決定通知書)をご持参のうえ、申請してください。ごみ袋は一括してお渡ししますので、マイバッグなどの持参にご協力ください。

☎福祉子ども課 388-1116